

比較法学会規約

〔第1章 総 則〕

第1条(名称) 本会は、比較法学会と称する。

第2条(事務所) 本会の事務所は、理事長が理事会に諮り、定めるところとする。
前項によって定められた事務所の所在地は、その後の総会において報告するものとする。

〔第2章 目的及び事業〕

第3条(目的) 本会は、内外諸法制の比較研究及びその研究者相互の協力を促進し、あわせて外国の学会との連絡及び協力を図ることを目的とする。

第4条(事業) 本会は、前条の目的を達成するため、左の事業を行う。

- 1 研究者の連絡及び協力の促進
- 2 研究会及び講演会の開催
- 3 機関誌その他図書の刊行
- 4 外国の学会との連絡及び協力
- 5 前4号に掲げるもののほか、理事会が適当と認めた事項

〔第3章 会 則〕

第5条(会員の資格) 比較法もしくは外国法を研究し、又はこれに関聯する研究に従事するものは、本会会員となることができる。

第6条(入会) 会員になろうとする者は理事会に申し込み、その承諾を受けなければならない。

第7条(会費) 会員は総会の定めるところにより会費を納めなければならない。
会費を滞納した者は、理事会において、退会したものとみなすことができる。

第8条(名誉会員、特別会員) 比較法学の発達に特に功劳ある者は、総会の決議をもって名誉会員に推薦することができる。

外国の学者でわが国の比較法学の発展に功劳のある者は総会の決議をもって特別会員に推薦することができる。

〔第4章 機 関〕

第9条(役員) 本会に左の役員を置く。

- 1 理事 若干名 うち1名を理事長とする。
- 2 監事 若干名

第10条(理事及び監事の選任) 理事及び監事は総会において選任する。

理事長は、理事会において互選する。

第11条(任期) 理事及び監事の任期は、2年とする。

理事及び監事は、再任されることができ

る。
補欠の理事及び監事の任期は、前任者の残存期間とする。

第12条(理事長) 理事長は、本会を代表する。

理事長に故障がある場合には、理事長の指名した他の理事が、その職務を代行する。

第13条(理事) 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

第14条(監事) 監事は、会計及び会務執行の状況を監査する。

第15条(総会) 理事長は、毎年1回、会員の通常総会を招集しなければならない。

理事長は、必要があるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

総会員の5分の1以上の者が、会議の目的たる事項を示して請求したときは、理事長は臨時総会を招集しなければならない。

第16条(議決権) 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

総会に出席しない会員は、書面により、他の出席会員にその決議権の行使を委任することができる。

〔第5章 規約の変更〕

第17条(規約の変更) 本規約を変更するには、総会における出席会員の3分の2以上の賛成を得なければならない。